

人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会

(第8回) 概要

1 開催日時等

- 開催日時：令和3年3月11日（木）14:00～15:10
- 場 所：中央合同庁舎第2号館 5階選挙部会議室
- 出席者：鈴木座長、宇野委員、江夏委員、小西（砂）委員、小林委員、
小室委員、山本委員、吉岡委員
渡邊公営企業審議官、五嶋公営企業課長、乾公営企業経営室長、
安藤課長補佐 ほか

2 議題

「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」
報告書（案）について

3 配布資料

- （資料1）「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」
報告書 概要
- （資料2）「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」
報告書（案）

4 概要

- （1）事務局より資料1、資料2について説明
- （2）出席者からの主な意見

<公営企業会計適用の更なる推進について>

- 公営企業会計の適用は一つの手法ではあるが、そのみをもって経営改善を図るのは難しい。資産の把握については、固定資産台帳の整備も大事だが、管路の老朽化の状況をモニタリングするなど、資産の現状把握も重要である。
- p13にて会計適用の意義が記載されているが、「住民や議会への見える化が図られる」という記載について、「説明責任が果たされる」ことで、ガバナンスの向上が図られるということではないか。

<経営規律のあり方と経営成績の客観的な評価について>

- 管理者非設置の公営企業の経営責任について考えた場合、首長の立場では、行政的・福祉的な要請から対応する部分もあるため、経営の観点のみで運営しづらい部分がある。例えば、コロナ禍や台風被害下での料金減免・徴収猶予でも、市長や管理者で立場が異なり意見も異なることがある。
- 報告書では、経営指標を決算書に記載して分析する点が言及されているが、実際にそれをどう活用して、効率的・効果的な経営にコミットしていくのかという点まで記載すべき。具体的には、昨年7月の資料で示されていた「経営比較分析表における経営指標の活用等により、経営の健全度等の基準など各団体において一定の KPI を設定するための手法を示すことも考えられるのではないか」といった記載を、報告書の適切な箇所に入れてはどうか。
- 経営戦略に「料金回収率や経費回収率の見込み」を記載するとあるが、PDCA の観点で経営していくということを考えると、「見込み」ではなく「目標」とする方が良いのではないか。
- 「発生主義に基づくよりの確な財務情報の把握が可能になる等の効果にも留意すべき」という記載について、資産がない場合に、公営企業会計を適用する効果として、例えば退職給付引当金の計上といった点を追記してはどうか。
- 報告書において、「経営成績の評価」という文言を使用しているが、法律の条文を見ると、経営成績とは、損益計算書の内容に関することのみを指し、貸借対照表の内容は含んでいないと解されることから、資産の状況を含めて経営指標を整理するのであれば、厳密には適切な表現ではないのではないか。例えば経営「状況」の評価というような表現の方が良いのではないか。

<持続可能な経営を支える人的資源の活用について>

- 人的資源の活用の中で、小規模団体への取組支援が必要としているが、小規模団体への支

援は、人材面だけでなく財政的な視点にも関わる話ではないか。

<その他>

- 健全化法との整合性についても十分に記載されており、資産維持費について少しでも踏み込んだ記載となった点も評価できる。
- 広く網羅的に論点を抽出するとともに、特に近年の公営企業の課題について深掘りされており、大きな柱が報告書に反映された。今回、以下の5つが示された。
 - ・一つ目、経営の持続可能性を確保するためには、公営企業の経営ミッション・経営責任の自覚が重要であり、そのための経営戦略の策定が必要なことが示された。
 - ・二つ目、公営企業の経営のための経営規律・自立性を確立することが重要であるとともに、負担区分や繰出基準の合理的な水準を明示する必要があることが示された。
 - ・三つ目、業績評価を見える化し、公営企業会計を導入することでストックマネジメント、原価計算表や事業報告書の作成、開示が必要であることが示された。
 - ・四つ目、経営の持続性を担保するため、更新投資の財源積立て、内部留保の必要性と資産維持費の考え方が示された。
 - ・五つ目、以上を実現するために公営企業法の適用が必要であるとともに、経営の改善のために自治体間の共同化・広域化の必要性と人材派遣等の支援策の強化の必要性と具体策が示された。
- 研究会報告書案の方向性、基本的な内容については各委員から了解いただいた。本日、委員の皆様から頂いた御意見については、事務局と協議し、必要な加筆・修正を行うこととしたい。以後の修正については座長一任とし、最終的な報告書は事務局から各委員に報告・確認させていただきたい。